

議案参考資料

[平成 30 年第 3 回定例会(9 月)]

[担当課(室)係]

税 務 課 市民税担当
諸 税 担 当
家 屋 担 当
土 地 担 当

議案名

議案第 54 号 桐生市市税条例等の一部を改正する条例案

趣旨・目的

地方税法等の一部改正に伴い、個人市民税、市たばこ税及び固定資産税について、所要の改正を行おうとするものです。また、平成 30 年 3 月 31 日付け専決処分において改正漏れがあったことから、同年 4 月 1 日遡及適用により、用途変更のあった宅地等に係る負担調整措置を平成 32 年度まで 3 年間延長しようとするものです。

概 要

1 個人市民税

- (1) 給与所得控除額及び公的年金等控除額を 10 万円引き下げ、基礎控除を 10 万円引き上げる(33 万円⇒43 万円)ことに伴い、非課税の範囲を改めます。

	現行	改正案
障害者、未成年者、寡婦・寡夫	合計所得金額が <u>125 万円以下</u>	合計所得金額が <u>135 万円以下</u>
均等割	合計所得金額が「31 万 5,000 円×(扶養人数+1)+18 万 9,000 円」以下	合計所得金額が「31 万 5,000 円×(扶養人数+1)+18 万 9,000 円+ <u>10 万円</u> 」以下
所得割	総所得金額等が「35 万円×(扶養人数+1)+32 万円」以下	総所得金額等が「35 万円×(扶養人数+1)+32 万円+ <u>10 万円</u> 」以下

18 万 9,000 円は扶養有りの場合の加算

32 万円は扶養有りの場合の加算

- (2) 基礎控除を遡減・消失する仕組みを導入します。

	現行	改正案
基礎控除	33 万円	合計所得金額 2,400 万円以下 . . . 43 万円
		合計所得金額 2,400 万円超 2,450 万円以下 . . . 29 万円
		合計所得金額 2,450 万円超 2,500 万円以下 . . . 15 万円
		合計所得金額 2,500 万円超 . . . なし

(施行期日：平成 33 年 1 月 1 日)

2 市たばこ税

- (1) 一般品の税率を3段階で引き上げ、税率改正日に手持品課税を実施します。

	現行	改正案 (1,000本につき)			
		30年10月1日	31年10月1日	32年10月1日	33年10月1日
一般品	5,262円	5,692円	5,692円	6,122円	6,552円
旧3級品	4,000円				

手持品課税・税率改正の前後で生じる税負担の不公平を解消するため、税率改正前に出荷されたたばこを、税率改正日に基準数量以上在庫として持つたばこ販売業者などに対して、税率引上げ分に相当するたばこ税を課税するもの。

旧3級品・・・エコー、わかば、しんせい、ゴールデンバット、バイオレット、うるまの6銘柄
旧3級品の特例(軽減)税率は、平成31年9月30日をもって廃止するもの。

- (2) 加熱式たばこに係る紙巻たばこの本数への換算方法を、平成30年10月1日以降、5年間かけて段階的に改めます。

(施行期日：平成30年10月1日)

3 固定資産税

- (1) 再生可能エネルギー発電設備に係る課税標準の特例を平成32年3月31日まで2年間延長し、特例率(わがまち特例)は国の基準を参酌し引き上げます。

	現行	改正案
大規模な自家消費型太陽光発電設備	2/3	3/4

(施行期日：公布の日)

- (2) 平成30年3月31日付け専決処分において改正漏れがあったことから、同年4月1日遡及適用により、用途変更のあった宅地等に係る負担調整措置を平成32年度まで3年間延長します。

(適用期日：平成30年4月1日)

背景・経過

現下の経済情勢等を踏まえ、地方創生の推進の基盤となる地方の税財源を確保する等の観点から、地方税法等の一部を改正する法律(平成30年法律第3号)が平成30年3月31日に公布され、一部規定を除き同年4月1日から施行されました。